

**問** 平成23年度に、自治会長や市職員立会いのもと、平成

## 学童の公設化に 対する市の対応

一般質問  
植田 泰文  
(政志会)

**問** 学校教育法によると、市の教育委員会を別の市に委託できるので、事務負担への対応から、例えば桜井市や明日香村等と連携して広域化することはできないか。市長に聞きたい。

**答** もともと県教育委員会という同じテーブルの上に乗っており、人事異動も県の中で行われるものであり、広域化もないのではないかと思う。ただ、それぞれの教育委員会での経験については、協力も出来るし、いろんな連携もしていけるのではないかと思う。

25年度には香久山地区の学童を公設化すると約束が交わされた。しかし、今年に入ってから確認すると、今年度は予定に入っていないとのことであった。この経緯を説明してほしい。

**問** 当時の職員の発言は何だったのか。

**答** 当時の打ち合わせについて確認したが、市としてはその当時の現状を説明し、幼保一体化や幼稚園の統廃合の計

**答** 当時のことについては、状況によって施設等の整備というところで職員が発言したのかもしれないが、学童施設は、民間施設を借用しているが、児童数に対する利用面積も十分であることや、小学校に隣接した好立地の場所でもある使用料も市が全額負担していること、また施設の持ち主側からも今後も引き続き利用可能との意向を確認しており、契約が当面継続される見込みであることから、現状のまま利用してほしい。今後何らかの事情で施設を使用できなくなる場合などは、小学校や幼稚園の余裕教室の状況や近隣施設の状況等を含め、地域の実情に合わせて検討したい。

画を見極める必要があるということ伝えていた。  
**問** 地元自治会も今年度には実施されると思っている。できないのならば説明が必要ではないのか。

**答** 今年3月に自治会からの問い合わせがあり、当時の課長も同席し、現状説明をした。そこで自治会長から地元で説明すること聞いています。

**問** 香久山、唯一の市街地への都市計画道路

**問** 香久山地区唯一の市街化地域が出合町北東にあるが、そこへの道が一本も通っていないため家1軒すら建てることできない。都市計画道路の整備はできないのか。



香久山小学校区学童施設

それは生活道路の整備という形で受け止められるため、やはり地元関係者、地権者の協力、尽力を願うしか仕方がない。道路整備のみならず、土地利用・地区整備も併せて、いわゆる公共施設整備、また土地利用の誘導を地元関係者、地権者ともども考えていただくことが一番大事ではないかと思う。時間はかかるかと思うが、将来的には地元の望んでいる「まち」ができ上がっていくと思う。そのためには、地区計画制度というものもあるのですが、そういうことも検討してほしい。生活道路の改善については、市内各地区からの要望と同様に、現場を精査しながら取り組んでいく。

**問** 香久山地区の4分の3程度が、調整区域や農政区域、風致地区、世界遺産のバッファゾーン等にかかっており、唯一の市街化地域を開発する必要があると思うが、そのための市道整備等を、幅員6mでは厳しいため、せめて幅員4mでできないか。

**答** 新たに市道として整備する限りは、最低限、車が相互に向向できるように幅員を求めている。また、ある1カ所

**問** 市街化調整区域内において、ある地区を開発可能エリアとして指定することはできないか。

**答** 奈良県では、市街化調整区域における開発基準として、一定の既存集落において住宅等の立地を認めるための条例、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」が平成16年に制定されたが、世界遺産登録を目指している状況において、条例の活用は厳しいかと思う。

だけの道路整備というのではなく、国道や堤防沿いの市道のことも含めて考えていかなければならない。

## 仮称「香久山特区」

**問** 市街化調整区域内において、ある地区を開発可能エリアとして指定することはできないか。

**答** 奈良県では、市街化調整区域における開発基準として、一定の既存集落において住宅等の立地を認めるための条例、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」が平成16年に制定されたが、世界遺産登録を目指している状況において、条例の活用は厳しいかと思う。

## 生徒指導室の役割

**問** 市内中学校においての失火事件について、生徒指導室は、生徒と先生の接点であるべき大切な部屋だと思いが、どのように考えているか。

**答** 先生方が生徒指導に関する情報交換や会議をしたり、